



平成 28 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 星 光 P M C 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 滝 沢 智  
(コード番号 4963 東証第一部)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 岡 真  
(TEL. 03 - 6202 - 7331)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 25 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 25 日開催予定の第 49 期定時株主総会に下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日施行され、責任限定契約を締結できる対象が拡大したことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするために所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 3 月 25 日
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 25 日

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	新 定 款 (案)
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(<u>社外取締役</u>の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任免除)</p> <p>第 38 条 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(<u>取締役</u>の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>取締役</u>(<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>)との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(<u>監査役</u>の責任免除)</p> <p>第 38 条 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>